(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道一〇五四の一一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字左近田一九二の二から一九二の五まで、字上総附三〇七、字弥六谷口三五六、字高田ヶ平ル五一九の一、字佛谷口七〇七の二、字下ノ谷九七三の二（次の図に示す部分に限る。）、字総附一〇二三の三、一〇二三の二四から一〇二三の二六まで、字吠ヶ谷一〇八四、字滝ノ奥一〇九二、字状ヶ谷一一一七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字田後字才谷東側一の一、一の七、一の八、三の二、四の一、四の四、五、九の一、九の三、九の五、九の六、九の八、九の一四、一〇の一、一一から一三まで、一四の一、一四の二、一五、一六、字才谷西側二一の一、二二、二三の一、二五の一、二七の一、二八の一、二九、三〇、三九の一、三九の一三、四三、四四、字向山北側四五の一、四五の二、四五の一五、四八、五六の一、五六の四、五七の一、五八、五九の一（次の図に示す部分に限る。）、五九の二、六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、六一の一、六二の一、六四の一、字向山一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一三七の一、一三七の二、一三八の一、一三九の三、一三九の四、一三九の六、一四三の一、一四四の七、一四五の一、一四五の二、一四六、一四七の三（次の図に示す部分に限る。）、字牛飼一九八の一、一九八の二、二〇一の一、二〇二、二〇五の一、二〇六、二〇七の一、二一〇の一、二一一、字金山二一九の一、二一九の二（次の図に示す部分に限る。）、二二〇の一、二二〇の二、二二一の一、二二一の二、二二二、二三〇、二三三、字天峯二三四、二三五の二、二三六の三、二三七、二三八の二、二三九、二四〇、二四一の一、二四二、二四三、二四五の一、二四六の一から二四六の三まで、二四七の一から二四七の六まで、字網代坂通り二四八の一、二四九から二五一まで、二五二の一、二五三、二五四、二五五の一、二五五の二、二五六、二五七の一、二六〇、二六一の一、二六一の三、字大田山二六五、二六六、二七一の一（次の図に示す部分に限る。）、字白山五六二から五六四まで、五六六の一、五六七の一、五六八の一、五六八の二、字蹴落五七〇の一、五七一の一・五七二の一・五七三の一・五七四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六の一、五七七、五七八、五七九・五八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八一、字城原五八三の一・六一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六一五の一、六二八、字鴨ヶ礒六三二、六三三、六三七（次の図に示す部分に限る。）、六三九、六四〇（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字田後字才谷東側一八の四から一八の六まで、字才谷西側二〇の一、二〇の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町下野字**舩**ヶ谷上分七四三、七四三の一、七四三の二、字水目谷口下分七四六、七四九、七五〇、七五一の一、七五八の一、七五八の三、七五八の五、七五八の八、七五八の一三、七五八の三一、七五八の三二、字**舩**ヶ谷下分七六四、七六四の二、字和見谷東側口分一二三八の一、一二四〇、字小谷一二四三の一、一二四四、一二四六、一二四八、一二四九の一、字寺ノ谷一二五三、大江字蒲原五、六、字尼ヶ瀧上ヌ一三八一から一三八四まで、一三八六の一、一三八六の二、一三八七、字大小谷一九二五から一九二七まで、字紙屋谷大谷口東平奥一九二九、一九三三、一九三四、一九三七、一九三八、字祖母ヶ谷大**杖**一九五七、一九五七の一、一九五八、一九五八の一、一九五九、字織尾一九六〇、一九六二、一九六二の一、字中ノ谷一九六七、一九六八、一九六九の一、一九六九の二、字祖母谷西平一九七〇、一九七一、一九七二の一、一九七二の二、一九七三の二、一九七四から一九七六まで、字ゲンザウ一九七八、字茗荷谷一九八〇から一九八三まで、一九八三の一、一九八四、一九八六、字大樫谷上ミ平一九八七から二〇〇一まで、字大樫谷空山二〇〇五の一、二〇〇六、字大澤二〇一から二〇一三まで、字爪ヶサコ二〇一四、二〇一八から二〇二一まで、二〇二四、字大樫谷西平二〇二五から二〇三〇まで、字大樫谷口下モ二〇三二、二〇三三、字小樫谷上ミ平二〇三四から二〇三六まで、二〇三六の一、二〇三七から二〇四〇まで、字和庄谷下モ平二一一三、字西小谷二一二三の一、二一二四、二一二六、二一二七、二一二八の一、二一二八の二、二一二九の二、二一三〇、二一三三、字下モ平二一三四、二一三五、二一三六の一、二一三七の一、二一三八、字蒲原上ヌ二一四六の一、二一四七、二一四八の一、二一四九の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）